

## 【商品概要2】

### 《{特典1}：JA南彩 年金定期積金 商品概要》平成30年10月1

#### 日現在適用中

##### ○ご利用いただけるお客様

・JA南彩で、年金（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金等）をお受け取りになられているお客様。

・新たにJA南彩に年金受給口座をご指定いただいたお客様。

##### ○お取り扱い期間

・平成30年10月1日（月）～平成31年3月29日（金）

##### ○掛込単位・掛込期間等

・「毎月掛込型」

定額式 掛込期間2年以上5年以内 一回の掛込金額10,000円以上1円単位

・「2か月に一度掛込型」

定額式 掛込期間2年以上5年以内 一回の掛込金額20,000円以上1円単位

##### ○掛込方法

・「毎月掛込型」をご選択の場合は、毎月一度、年金受給指定口座（年金受給指定予定口座）からの自動振替とさせていただきます。

・「2か月に一度掛込型」をご選択の場合は、2か月に一度、年金受給指定口座（年金受給指定予定口座）からの自動振替とさせていただきます。掛込月は偶数月に限定しませんが、初回掛込月が奇数月の場合は、次回以降の掛込月も奇数月となります。

##### ○適用金利（特別金利）

・金利を店頭表示金利の5倍でお預かり致します。この金利は満期日まで適用します。

##### ○計算方法

・計算単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に金利を乗じて計算します。

##### ○税金

・給付補填金には平成49年12月31日までの間、復興特別所得税の適用により20.315%

（国税15.315%・地方税5%）の源泉分離課税がかかります。

##### ○お取り扱い店舗

・年金受給指定口座（年金受給指定予定口座）のある店舗に限らせていただきます。

##### ○支払方法

・給付契約金（掛金総額＋給付補填金）については、満期日以後に一括して支払います。

○中途解約のときのお取り扱い

- ・満期日前に解約する場合は、掛込総額および解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。

○お申し込み方法

- ・お申し込みはお近くのＪＡ南彩各支店にて承っております。お手続きにはご印鑑の他に、ご本人様を確認できる書類等が必要になることがございますので、運転免許証・旅券(パスポート)・各種健康保険証などのご本人様が確認できるものをご持参ください。

○その他

- ・払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示金利(年3.65日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。
- ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

**<貯金保険制度(公的制度)による保護対象及び苦情処理措置・紛争解決処置について>**

**【保護対象】**

当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等〔全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く〕と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

**【苦情処理措置】**

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融部(電話:0480-87-1133)にお申し出ください。当組合では、規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県ＪＡバンク相談所(電話:048-823-7231)でも苦情等を受け付けております。

**【紛争解決措置】**

苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、埼玉県ＪＡバンク相談所を通じて、埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センターを利用することができます。詳しくは埼玉県ＪＡバンク相談所(電話:048-823-7231)にお尋ねください。

\*「4つの特典」の内容は、予告なく変更する場合がございますので予めご了承ください。

◇ 詳しい内容は、ＪＡ南彩各支店窓口までお気軽にお問い合わせください。